

告示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百二十二号	川口市北原台一丁目地先から同市舟戸町地先まで
県道 さいたま川口線	川口市柳崎三丁目地先から同市大字道合地先まで
〃 さいたま草加線	川口市大字道合地先から同市赤井一丁目地先まで
〃 〃	川口市大字東本郷地先から同市大字峯地先まで
〃 川口上尾線	川口市幸町三丁目地先から同市大字芝地先まで
〃 台東川口線	川口市大字榛松地先から同市赤井二丁目地先まで
〃 練馬川口線	戸田市早瀬一丁目地先から川口市西川口六丁目地先まで
〃 川口停車場線	川口市本町四丁目地先から同市本町二丁目地先まで
〃 川口蕨線	川口市西川口六丁目地先から同市西川口六丁目地先まで
〃 足立川口線	川口市江戸袋二丁目地先から同市大字西新井宿地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日